

特許庁委託  
ジェトロ知的財産権情報

# 模倣対策マニュアル

タイ編

2008年3月

JETRO

## 第5章 商標権の取得

### 5-1. 保護対象、根拠法

タイの商標法は1931年に制定され、1933年、1961年、1991年の改正を経て、現在最も新しい改正法は2000年タイ国商標法第2版(2000年6月30日施行)である。

### 5-2. 商標の定義・種類 (第4条)

タイ商標法では、商標(Trademark)、サービスマーク(Service mark)、証明商標(Certification mark)、団体商標(Collective mark)の商標が保護されている。

「標章」とは：

写真、図、device、brand、名称、単語、文、文字、数字、サイン、色の連合、物体の形状、又はそれらのうちの一つ以上のものが結合したものをいう。

「商標」とは：

自己の物品が他人の物品と異なることを表すため、物品あるいは物品に関連したものに使用する標章をいう。

「サービスマーク」とは：

自己の役務(サービス)が他人の役務と異なることを表すため、役務若しくは役務に関連したものに使用する標章のことをいう。

「証明商標」とは：

他人の物品若しくは役務に対し、  
物品の場合：その原産、製造方法、品質若しくはその他の性質を保証するため、  
役務(サービス)の場合：その品質、性質、種類若しくはその他の性質を保証するため、  
自己の物品若しくは役務に使用する標章のことをいう。

「団体商標」とは：

同一団体である企業又は組合、協同組合、連盟などによって使用される標章又はサービスマークのことをいう。

「立体商標」：

立体商標は認められている。

「防護商標」

防護商標の制度は無い。

### 5-3. 出願・保護適格者

自然人でも法人でもよい。

出願人がタイ人で、タイに住所がある場合：

代理人を通すか、もしくは自ら出願を行うことが可能である。

出願人がタイ人で、タイに住所がない場合：

タイに住所のある代理人にその出願代理行為を委託しなければならない。

出願人が外国人の場合：

タイに住所があるか否かを問わず、タイに住所なる代理人にその出願代理を委任しなければならない。

#### 5-4. 登録要件 (第6条)

- ① 識別性があり、
- ② この法律で禁止されている特徴をもたない商標で、かつ
- ③ すでに登録されている他人の商標と同一又は類似してない商標であることが必要である。  
(以上の条件は先ほどのサービスマーク、証明商標、団体商標についても適用される。)

##### ①の識別性とは：

その商標に使われる物品が他の物品と異なるということが一般に知られているような特徴を持った商標のことをいい、商標に以下のいずれか一つ以上の特徴が必要である。

- ・ 名前、通常個人の姓名として理解されている意味に基づかない個人の姓名、法律に基づく法人名、若しくは特別な特徴を表す商号で、かつ物品の特徴や品質を直接言及していない商号
- ・ 物品の特徴若しくは品質を直接言及していない言葉若しくは文で、かつ大臣が公示した地理的名称でないもの
- ・ 特別な特徴で表わされた色の連合、又は文字、数字、あるいは創作された言葉
- ・ 出願者若しくは出願者の前任者のサイン、又は前述の個人の許可を受けた他人のサイン
- ・ 出願者若しくは出願者からの許可を受けた他人の肖像。又は故人の肖像である場合にはその親、子孫、さらに、もし配偶者がいる場合は配偶者からの許諾を得たもの
- ・ 創作された device

#### 5-5. 不登録事由 (第8条)

商標に以下のいずれか一つ以上の特徴がある場合は、登録が拒絶される。

- ・ 国の紋章、国璽、官の御爾、現王朝の紋章、王室の勲章から成る印章、官の印章、省、部局、局の印章、若しくは県の印章
- ・ タイ国の国旗、高位者の旗、王旗
- ・ 国王の称号、官名、国王の称号の略、官名の略、若しくは王宮名
- ・ 国王、王妃、皇太子の肖像
- ・ 国王、王妃、皇太子、王宮を表す名前、語句、内容、若しくは記章
- ・ 外国の国旗又は記章、国際機関の旗若しくは記章、外国の元首の記章、官の記章、外国若しくは国際機関の物品を統制・保証する記章、又は外国若しくは国際機関の名前や名前の略。ただし、外国や国際機関において権限を持つ者からの許諾を受けたものを除く。
- ・ 官の記章、赤十字の記章・称号、若しくはジュネーブ十字の称号
- ・ 章牌、賞状、保証書、証書と同一若しくは類似した記章。又はその他の記章で、タイ国政府、タイ国の政府機関若しくはその他のタイ国における団体、外国政府若しくは国際機関

が開催した商品展覧会又は商品品評会で賞として授与されたもの。ただし、物品に対する賞として、章牌、賞状、保証書、証書若しくはそのような記章が出願人に授与される場合で、かつそれらが商標の一部として使用される場合は除かれる。ただこの点については、賞を授与された年次も言及されなければならない。

- ・ 公序良俗若しくは国策に反する記章
- ・ その標章登録の有無に関わらず、大臣が認可した規則に従ってすでに普及しており一般的に有名な標章と同一の標章、又はその標章と類似している標章で、公衆が物品の所有者あるいは出所について混乱や誤解をする恐れのある標章
- ・ 上記 7 項目に類似している標章
- ・ 本法に基づいて保護を受けた地理的表示
- ・ 大臣が認可したその他の商標

商標の類似基準について：タイ知的財産局では公表していない。

所轄官庁のホームページ：<http://www.ipthailand.org>

現在のところ 2000 年商標法、省令、商標出願・登録件数、異議申し立て件数(タイ語バージョンのみ)などのデータが載っている。商標検索システムについては、出願番号及び出願日、商標見本を入力した上で、すでに公開済みの商標及び登録商標についての検索(概要のみ)が出来る。

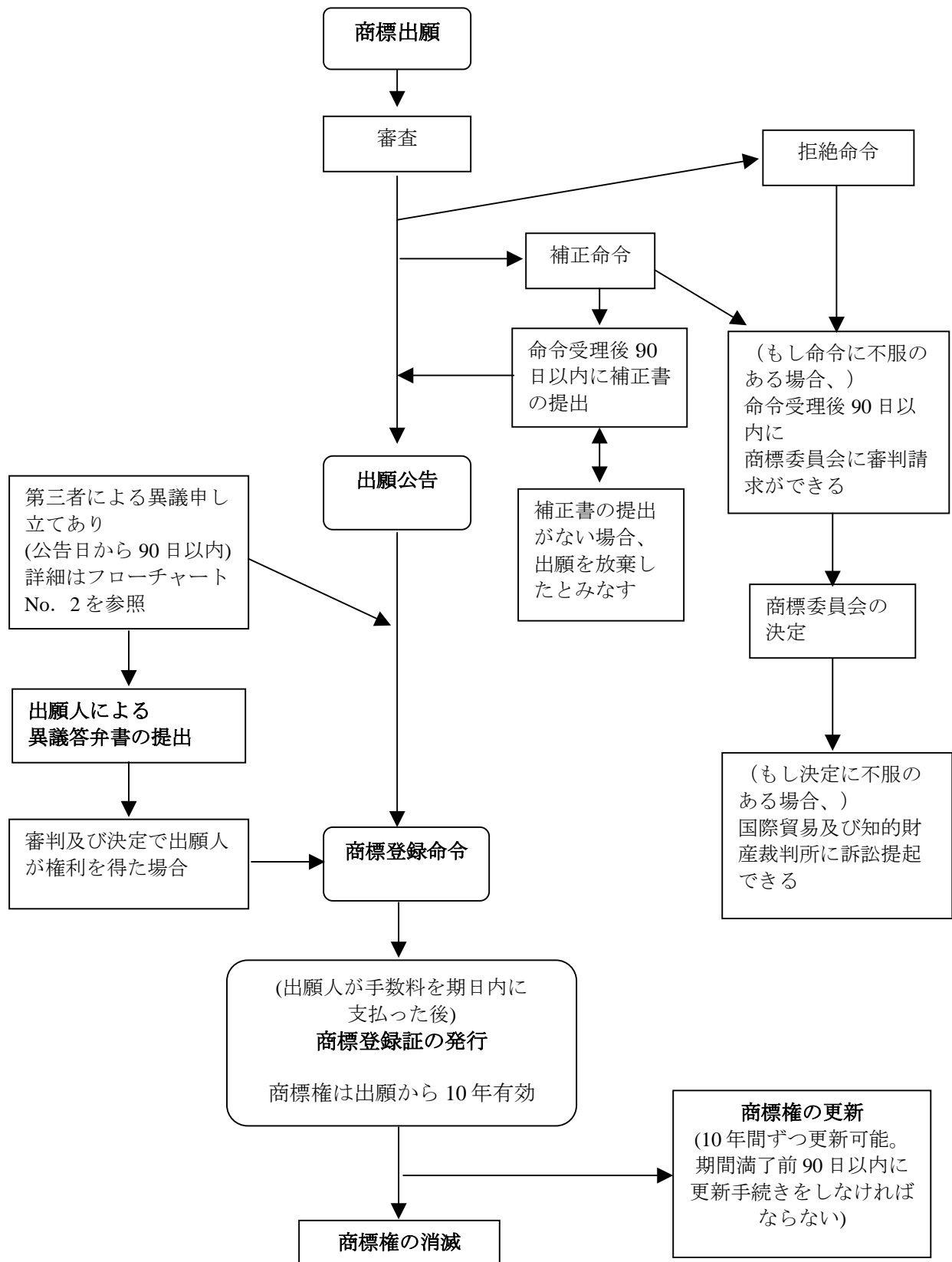
タイ知的財産局での業務サービス

知的財産局では、ホームページの商標検索システム(概要のみ)の他に、知的財産局 3 階にて商標検索端末機が設置され、一般の人は有料でタイの商標検索を行うことができる。もし、商標だけを知っていて、出願番号や登録番号を知らない場合でも、その商標の詳細について検索できる。例えば、その商標がいつ、誰により出願され、どのような指定商品に使用されているかなどである。また、データベースで検索できる商標は、出願後の商標全てである。

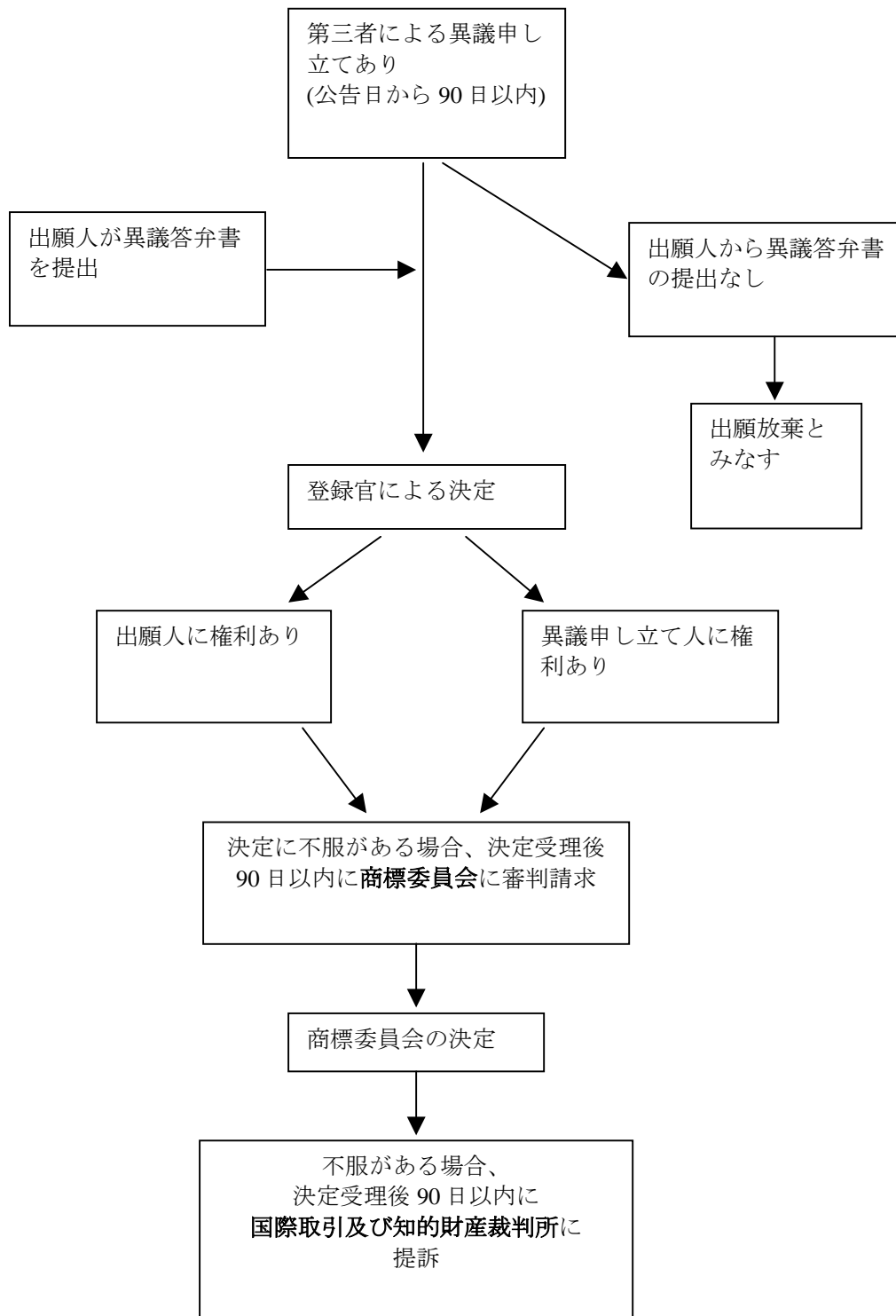
商標出願前の留意点：

商標の出願の前に、既に他者が同一のあるいは類似の商標を登録していないかについての調査を行なうことは非常に重要である。これは事後に他人の出願した商標との間で問題が発生することを防ぐためである。従って、事前にタイ知的財産局の WEBSITE や商標検索端末機による商標調査を行っておくのが良い。

5-6. 商標出願から登録までのフローチャート



5-7. 異議申し立てがあった場合のフローチャート



## 5-8. 出願の起算日 (第 42 条)

タイ国商標法により、出願日は出願手続きを行った日とされるが、優先権主張をした場合には以下の例外が適用される。

その商標が先に外国で出願され、その外国出願日から 6 ヶ月以内にタイ国内で出願された場合、先後願の判断基準日は上記の外国出願日とされる。

## 5-9. 出願に必要な事項及び書類

出願書類にタイ語で記載する書誌事項概要：

出願人名、出願人国籍、出願人住所、出願人職業、登録を受けようとする商標の見本、指定商品(役務)、商品(役務)区分、(出願代理人による出願の場合は)代理人に関する情報。

商標の見本：

大きさは縦 5 センチ×横 5 センチを超えないもので、商標見本は出願書類に 1 枚貼り付け、残り 5 枚はタイ政府宛提出用に準備するために準備する。もし商標がカラーである場合は、カラーの商標を用意すること。

指定商品(役務)、商品(役務)区分：

タイでは、2008 年 2 月時点でニース国際分類第 8 版を使用している。出願の際には指定商品(役務)項目についてタイの指定商品(役務)項目と確認することが必要である。

また、タイの場合は、一区分につき一件の出願となり、日本のような一出願多区分制ではない。(第 9 条より)

(例) 商標 A を 2 種類の指定商品区分で出願する場合：

一件目：商品区分：Class 28、指定商品：ゲーム機(タイでの指定商品番号は G0034)

二件目：商品区分：Class 9、指定商品：コンピューター製品(タイでの指定商品番号は C0723)

また、出願にかかる手数料は、商標、サービスマーク、証明商標、団体商標とも、一つの商品あるいは役務ごとの指定商品数ごとに随時政府手数料が加算される従量制である。

出願に必要な書類：

出願書類(タイ語の指定フォーム)：原本 1 部、及びそのコピー 5 部

タイ商務省知的財産局にて規定のフォームを配布しているので、それに記入する。また、特許の場合と同じく、知的財産局の WEBSITE(タイ語のみ)にてフォームを入手することが出来る。

[http://www.ipthailand.org/dip/index.php?option=com\\_docman&task=cat\\_view&gid=284&Itemid=162](http://www.ipthailand.org/dip/index.php?option=com_docman&task=cat_view&gid=284&Itemid=162)

委任状 1 通(タイ語)：

代理人による出願で、出願人が外国人の場合は、公証手続きのある委任状(英語翻訳文つき)が 1 通必要である。一方、出願人がタイ法人である場合、代理人を通さず自らが出願することが可能である。

委任状の提出期限：

「1991 年商標法に基づく省令(第 4 部改訂、2000 年)」第 12 項の 3

タイの実務上、出願日当日とされているが担当の登録官によっては、出願日当日しか認めない場合もあるので、注意が必要である。

出願日までに委任状の提出が間に合わない場合には、出願日に書類提出延長申請手続きを行った上で、最長 60 日以内の書類提出が出来る。また、もし優先権主張案件の場合には、委任状の提出は最長 90 日間までの延長が出来る。(1 回目：60 日間 2 回目：30 日間)

譲渡証 1 通(タイ語)：

譲渡行為がある場合に用意する。

また、優先権を主張する場合の譲渡証提出は、最長 90 日間の後日の提出が可能である。（委任状と同じ）

優先権証明書：

優先権主張をする場合に必要である。（優先権主張に関する説明は後の項目を参照のこと）

優先権証明書の提出期限：「1991 年商標法に基づく省令（第 4 部改訂、2000 年）」第 12 項の 3 より出願日までに優先権証明書の提出が間に合わない場合には、出願日に書類提出延長申請手続きを行った上で、最長 90 日以内の書類提出が出来る。（1 回目：60 日間 2 回目：30 日間）

#### 5-10. 優先権主張 （第 28 条）

優先権主張とは、ある一定の条件を満たしている出願人については、すでに国外で最初に商標出願した日をタイ国での出願日??とすることができることを言い、商標出願の場合の優先権主張可能な期間は、最初の国外商標出願日から **6 ヶ月以内**と定められている。

優先権主張をすることができる者は、以下のいずれかの場合に限られる。

タイ国籍者、
タイ国内に本社のある法人、
タイ国籍者若しくはタイ国内に本社のある法人に対して商標出願を認めている外国の国籍者、
タイ国内に住所がある者、又はタイ国内において工業若しくは商業を営んでいる者、
タイ国が加盟している商標保護に関する国際協力国又は同盟国の国籍者で、かつその出願人がその国で工業若しくは商業を営んでいること

タイはパリ条約やマドリッド議定書に加盟していないが、WTO の TRIPS 条約に加盟しているため、WTO 加盟国の出願人はタイで優先権主張をすることができる。

#### 5-11. 出願から登録までの手続き

(i) 審査

審査の経過：

出願後、知的財産局ではその商標の登録要件(識別性があること、登録を禁じられている商標でないこと、他人の登録商標と同一又は類似していないこと)について、審査が行われる。

登録官の決定：

審査の結果、登録の要件を満たしていると判断された商標については出願公開命令（第 29 条）が、一方、補正の必要のある出願に対しては補正命令（第 15 条）が、一方、商標の登録要件を満たしていない商標出願については拒絶査定（第 16 条）が出される。

補正命令・拒絶査定の例
自分の商標出願 B が、すでに登録されている他人の商標 A の権利に抵触していた場合(例えば同一又は類似商標であった場合)は、登録要件を満たしていない（第 13 条に該当）として拒絶査定を受ける。
出願人が互いに類似した商標 A, B, C, D を出願し、指定商品が同一あるいは類似しているため（第 14 条に該当）、登録官からそれらの商標を連合商標として登録するよう補正命令が出る場合もある。
商標の一部に、アルファベットのような識別性のない文字が含まれていた場合(商標が文字商標の場合の例：「T-age」の「T」の部分)、登録官からその文字「T」についてのディスクレイムするよう補正命令が出る場合がある。（第 17 条）



補正書の提出：

もし補正命令を受けた場合、その命令を受領した日から 90 日以内に出願人は補正書を知的財産局に再び提出しなければならない。

(不服がある場合)商標委員会への審判請求：(第 18 条)

また、この補正命令あるいは拒絶命令に不服のある者は、命令受領後 90 日以内に商標委員会に審判請求することができる。

(ii) 出願公告

出願公告命令：(第 29 条)

審査後、登録要件を満たすと判断された商標は、登録官から公告命令を受ける。

公告に関わる手数料の納付：

出願人が公告に関わる手数料を登録官からの命令を受領した日から 60 日以内に支払った場合、出願公告がなされる。

出願の公告：

出願公告は商標出願公告冊子及び CD-ROM(週に約 2-3 回発行される。不定期。一部あたりの商標出願数は 200 件)にて行われる。一般の人も購入可能である。

第三者による異議申し立て：(第 35 条)

公告日から 90 日以内に、その公告された商標に対して異議のある第三者は異議申し立てをすることができる。

(iii) 登録 (第 40 条)

もし異議申し立てが期間内になかった場合、または異議申し立てが成立しなかった場合、その商標は登録される。

#### 5-12. 商標の保護期間 (第 53 条)

登録日から 10 年間で、この期間内において商標権者はその商標の使用に関する独占的権利を持つ。また、商標は、特許・意匠・小特許と違ってその権利を何度も更新することが可能である。(更新年数：各 10 年)

もし更新を希望する場合、商標権者は商標権の期間満了前の 90 日以内に更新手続きをしなければならない。(第 54 条)

期間満了前 90 日以内に更新手続きをしなかった場合、その商標の登録は取り消される。

#### 5-13. 商標権者の権利 (第 44 条)

商標権者は、登録された物品に関する商標の独占的使用権を有する。

#### 5-14. 不服審判請求

[出願人が行う場合]

出願人による審判請求：(第 18 条)

担当官による補正・拒絶命令や、異議申し立て人を支持する局長の決定に対して不服がある場合、出願人は、それらの命令や決定の通知を受領した日から 90 日以内に商標委員会に対して審判を請求することができる。

[第三者が行う場合]

出願公告後 90 日以内の異議申し立てについて：(第 35 条)

出願公告後、その出願人よりも自分のほうに登録的確性があるか、あるいはその出願に識別性がない場合、登録を禁じられている商標である場合、第三者の登録商標と同一又は類似していると主張する第三者は、出願公告日から90日以内に担当官に対して異議申し立てを行うことができる。

異議申し立てを登録官が受理した後：（第36条）

登録官は、その第三者からの異議申し立て書のコピーを出願人に送付する。

出願人による異議抗弁書(意見書)の提出：

出願人は、第三者からの異議申し立て書のコピーを登録官から受領した日から90日以内に、その異議申し立てに対して、証拠と共に意見書を提出しなければならない。その後、登録官による命令が出される。

登録官の命令に不服がある場合：（第37条）

出願人又は異議申し立て人が、登録官の命令に不服がある場合、その命令を受領した日から90日以内に商標委員会に審判請求することができる。

商標委員会の決定に不服がある場合：（第38条）

出願人又は異議申し立て人が、商標委員会の決定に不服がある場合、その決定を受領した日から90日以内に知的財産及び国際取引中央裁判所に提訴することができる。

#### 5-15. 登録後の商標取り消し審判請求（第61条）

登録後、その登録商標が、例えば識別性の要件に欠けている、登録を禁じられている商標である、又は他人の商標と類似しているため、公衆に対して誤解を招く恐れがある、ということを示すことができる場合、利害関係人又は登録官は、商標委員会に対してその登録商標の取り消しを請求することができる。

また、その他に

登録商標不使用の場合：（第63条）

ある登録商標が、登録された指定商品あるいは指定役務に3年以上使用されていなかった場合、利害関係人または知的財産局の登録官は、商標委員会に対して、その商標の取り消しを商標委員会に請求することができる。

登録商標が一般商標化した場合：（第66条）

また、ある登録商標が公衆の目において商標としての意味を失うほどに商業上ある特定の商品分類で一般的に使用されていた場合、利害関係人または知的財産局の登録官は、国際取引及び知的財産裁判所に対して、その登録商標の取り消しを請求することができる。

#### 5-16. 著名商標登録制度

著名商標登録制度は、2005年8月1日から施行された。（著名商標の登録に関する知的財産局規則2005年より）

著名商標と認定される基準：

- ① 商標、サービスマーク、証明商標、団体商標、もしくは物品あるいはサービス以外に使用される商標であること。
- ② すでに登録済みか、もしくはまだ登録されていない商標であっても良い。
- ③ 申請する商標と同一の商標であること。
- ④ その商標は、物品あるいはサービスに付して使用され、販売、使用あるいは宣伝、もしくはその他の方法により使用されており、善意で、現在にいたるまで継続的に一般に普及している商標であること。
- ⑤ 一般的で善意で使用されており、一般の人々もしくはタイにおける関係者が良く知っている商標であること。前述の一般的な使用とは、タイ国内外を問わない。
- ⑥ その商標の使用の結果、一般消費者の間で有名になった商標であること。

- ⑦ その商標の使用とは、その所有者自身、もしくはその代理人、もしくはその商標の使用を認められた者による使用であり、タイ国内外を問わない。

タイ国知的財産局の商標出願課宛に提出すべき書類：

著名商標の登録に関する知的財産局規則 2005 年より

- ① 申請者によりその商標が使用されている商品もしくは役務の販売、使用あるいは宣伝を示す証拠、もしくはその他の方法によりその商標が広く使用されていることを示す証拠。

例えば、

- ・ 一般の人々が認知していることを示す証拠書類、例えば、雑誌、定期刊行物、新聞、商品カタログなど。
- ・ 販売を示す書類、例えば、領収書、請求書、輸出請求書、歳入局の領収書など。
- ・ 市場での活動を示す書類、例えば、宣伝、卸売りや小売情報などの一般情報。
- ・ ビジネスの規模を示す書類。
- ・ 商標が使用されていること、あるいはすでに登録されていること、あるいは商標出願されていること、あるいはその商標の有名度が維持されていることを示すその他の書類。例えば、価格の推測、販売高順位、信用のある機関からの証明書、インターネットでの普及、商標の模倣に関する取締り実行などの情報。

- ② 政府指定の申請書

著名商標の申請書がタイ知的財産局で受理された後：

タイ知的財産局が著名商標の申請書を受理した際、担当者は申請書及び書類を検討する。

申請書が本規則に基づいて十分であった場合には、この申請書を受理し、審査を続行する。

申請書及び書類の重要部分に瑕疵があった場合、担当者はこの申請を受理せずに、申請者に書類を正しく揃えるよう指示書を出すものとする。

申請書及び書類の重要でない部分に瑕疵があった場合、担当者は瑕疵部分を正しく修正するよう指示書を出し、申請者が前述の瑕疵部分について正しく修正を行った場合には、この申請書を受理し、審査を続行する。

著名商標委員会による著名商標申請書の審査ポイント：

- ・ 一般の人々もしくはその分野の関係者のその商標に対する認識あるいは認知度について。
- ・ その商標の使用期間、内容、及び使用範囲地域について。
- ・ その商標の促進宣伝のための期間、内容、及び宣伝範囲地域について。展示会においてその商標を付した物品や役務を展示・普及させることも含む。
- ・ その商標の登録期間及び登録の場所。
- ・ その商標のライセンスの経歴について。とりわけ、その商標が著名商標として過去にある機関から認められていた場合には、その内容について。
- ・ その商標の価値について。
- ・ その商標に存在する識別性、及びその商標の使用から生じた識別性について。
- ・ タイ国内及び国外における市場の内容について。
- ・ その商標の知名度の保持について。
- ・ 信頼のある機関によるその商標に対する消費者の志向についての調査結果。

著名商標委員会による著名商標の登録命令：

著名商標の審査において、委員会が審査し、前述の商標が上記の規定に基づいた商標である、と判断した場合、委員会はこの申請の登録を認め、商標局にこの著名商標の登録を命じる。

委員会が、前述の商標が第 9 項に規定された原則に基づいた商標ではない、と判断した場合、委員会はこの申請を拒絶し、申請者に対してその旨を通知しなければならない。

申請者は、委員会の命令を受領した日から数えて 60 日以内に、委員会の拒絶通知について反論を申し出ることができる。もし、上記期間内に命令に対して反論をしなかった場合、委員会はその商標の登録を受理しない旨の命令を早急に出さなければならない。

申請者が、上記期間（委員会からの命令受領日から起算して 60 日以内）に基づいて委員会に対して反論書を提出した場合、委員会は事実の要旨を局長宛てに提案し審査の続行を提案しなければならない。局長は、理由を付して申請者に対して命令通知書を出さなければならない。但し、その命令通知書には、商標法 2000 年（商標法 1991 年の第 2 改訂版）に基づいて前述の命令が申請者の権利を失わせるものではないことを記載しなければならない。

商標の所有者が著名商標についての申請書を本規則に基づいて申請していない場合であれ、もしくは委員会あるいは知的財産局局長が著名商標の登録を拒絶した場合であれ、その商標の所有者がみずからの商標が著名商標であることを証明する権利を妨げない。

著名商標の登録にかかる期間：約 3-6 ヶ月であるが、ケースバイケースである。

DIP への著名商標の登録件数：2008 年 1 月現在で 57 件。